

有機畜産物及び有機飼料のJAS規格のQ&Aの一部改正 新旧対照表

(傍線部分は改正箇所)

新 (平成29年6月)	旧
<p>(問3-1) 家畜や家きんの種類を限定していますが、それ以外の畜種由来の畜産物は有機畜産物の格付はできないのですか。</p> <p>(答) 我が国における家畜及び家きんの種類ごとの飼養頭羽数の現状等を踏まえると、規格にある種類以外の家畜や家きんに由来する有機畜産物の流通はきわめて限定的なものになると考えられ、規格の施行当初から対象とする必要性は高くないと判断したところです。なお、有機畜産物の格付の対象となる家畜や家きんの種類については、今後、有機畜産物の生産・流通状況を勘案し、必要に応じて見直していくこととしています。</p>	<p>(問3-1) 家畜や家きんの種類を限定していますが、それ以外の畜種由来の畜産物 (例えばダチョウの卵や肉など) は有機畜産物の格付はできないのですか。</p> <p>(答) 我が国における家畜及び家きんの種類ごとの飼養頭羽数の現状等を踏まえると、規格にある種類以外の家畜や家きんに由来する有機畜産物の流通はきわめて限定的なものになると考えられ、規格の施行当初から対象とする必要性は高くないと判断したところです。なお、有機畜産物の格付の対象となる家畜や家きんの種類については、今後、有機畜産物の生産・流通状況を勘案し、必要に応じて見直していくこととしています。</p>
<p>(問7-1) 海外で生産された有機飼料を有機畜産物の生産に用いることはできますか。</p> <p>(答) 有機飼料のJAS規格に適合したものとして格付された飼料の入手が困難な場合にあつては、有機畜産物のJAS規格第4条の表「飼料の給与」の項4に規定する同等国格付飼料を有機畜産用飼料として用いることができます。</p>	<p>(問7-1) 海外で生産された有機飼料を有機畜産物の生産に用いることはできますか。</p> <p>(答) 畜産農家は、有機畜産用自家生産飼料のほか、外部から有機飼料を購入して使用することができますが、購入飼料は、国内産、外国産にかかわらず有機飼料のJAS規格に適合したものとして格付されたもののみ使用できます。</p>
<p>(問11-3) 海外で生産された有機飼料を有機飼料の原材料として使用することはできますか。</p> <p>(答) 有機飼料のJAS規格に適合したものとして格付された飼料の入手が困難な場合にあつては、有機飼料のJAS規格第4条の表「原材料」の項1に規定する同等国格付飼料を有機飼料の原材料として用いることができます。</p>	<p>[新設]</p>